二　大型免許に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項
三　中型免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するＡＴ中型免許（以下「ＡＴ中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項
四　ＡＴ中型免許に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項
五　［略］
六　準中型免許（府令第二十四条第四項第二号に規定するＡＴ準中型免許（以下「ＡＴ準中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）
七　ＡＴ準中型免許に係る応用走行　別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）
八　［略］
九　普通免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するＡＴ普通免許（以下「ＡＴ普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項
十～十三　［略］
十四　大型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項
十五　中型第二種免許（府令第二十四条第四項第四号に規定するＡＴ中型第二種免許（以下「ＡＴ中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第五号に規定するＡＴ普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項
十六　ＡＴ中型第二種免許及びＡＴ普通第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（ＡＴ中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一　［略］
二　現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行　別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

二　大型免許及び中型免許に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項［号を加える。］
三　［同上］
四　準中型免許に係る応用走行　別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）［号を加える。］
五　［同上］
六　普通免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するＡＴ普通免許（以下「ＡＴ普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項
七～十　［同上］［三号ずつ繰り下げる。］
十一　大型第二種免許及び中型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項
十二　普通第二種免許（府令第二十四条第四項第二号に規定するＡＴ普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第四号から第九号までに掲げる事項
十三　ＡＴ普通第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号から第九号までに掲げる事項

2　［同上］

一　［同上］
二　現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る応用走行　別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項